



当社では製品の型番にアルファベット3文字を用いています。型番として使う場合であっても他社商標権を侵害しないよう、使用開始前に商標調査する必要があるでしょうか。



(宮城県 N, T)



1. 商標の登録要件

商標審査基準(3条1項5号、「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標」)では、「ありふれた標章」に該当する例として、「①商品の品番、型番、種別、型式、規格等又は役務の種別、等級等を表した記号又は符号として、一般的に使用されるもの」が挙げられています。

また、実務上、アルファベット(欧文字)1文字または2文字から構成される商標は、商品の品番・規格・種別・等級等を表示する記号・符号として使用されている欧文字2文字(または1文字)の一類型であるため、極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標に該当することを理由にその登録を拒絶される傾向にあります。

貴社の製品(以下、本件商品)の型番は、欧文字3文字から構成されることですが、この場合、上記3条1項5号に該当しないため、他の登録要件を具備することを条件に商標登録される可能性があります。したがって、本件商品と同一または類似の商品について、貴社の使用する型番(以下、本件型番)と同一または類似の他人の商標が登録されていることが懸念されます。

2. 型番の使用について

次に、欧文字3文字を型番として使用する行為が、商標の使用に該当し、他人の商標権を侵害するおそれがあるかどうか問題になります。欧文字3文字がたとえ(商品名ではなく)型番として使用されていても、この型番の使用が、特定の事業者によって製造・販売、提供等されたものであると、需要者に認識させるような態様で使用される場合は、他人の商標権を侵害するおそれがあります。

過去に型番として他人の登録商標を使用する行為が商標権侵害に該当するか否かが争われた事案でも、裁判所は以下のとおり、他人の商標権を侵害すると判示しました。

※「SVA型式記号事件」(大阪地判平成17年7月25日、平成16年(ワ)第8276号)

「……ある商標が、商品の型式名として使用されている場合であっても、そのこと故に、これが自他識別機能・出所表示機能を有しないというものではない。なぜならば、需要者が、当該型式名の商品について、特定の出所に係る商品であると認識するならば、その型式名すなわち商標が、出所を表示

しているということになるのであって、このように、需要者において、型式名に基づいて、特定の出所を認識することは可能だからである。……

『型式』として、自他識別機能・出所表示機能を果たし得るような標章がそのまま表示されている以上、これを商品の出所を表示するものとして使用しているものではないということではできない」

3. まとめ

以上より、欧文字3文字から構成される商標は登録可能性があり、かつ、型番として商標を使用する行為が、他人の商標権を侵害するおそれもあります。したがって、本件商品と同一または類似の商品について、本件型番と同一または類似の商標が登録されている場合、貴社の行為は、他人の商標権を侵害するおそれがあるといえます。そのため、本件型番の使用を開始する前に商標調査をされるべきであると考えます。

また、型番を継続的に使用する予定の場合、商標登録されることが望ましいと思いますので、出願をご検討ください。